

第7回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：令和3年4月27日（火）

午後7時00分～

場 所：市役所5階 大会議室A B

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 令和3年度第三期自治基本条例推進委員会等の実施予定について
- (2) 令和3年度実施事業について（案）
- (3) 市民意識アンケート結果について
- (4) 市長諮問内容について
- (5) その他

4 事務連絡

5 閉 会

1 令和3年度第三期自治基本条例推進委員会等の開催予定について

日 時	委員会開催スケジュール（案）・実施事項等
令和3年 4月27日（火）	第7回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 令和3年度推進委員会等の実施予定について (2) 令和3年度実施事業について（案） (3) 市長諮問内容について (4) 市民意識アンケート結果について (5) その他
6月（予定）	第8回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容について
8月（予定）	第9回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容について (2) 啓発活動等について
10月（予定）	第10回 戸田市自治基本条例推進委員会 (1) 市長諮問内容について (2) 啓発活動等について
11月16日（火）	戸田市自治基本条例推進委員会から市長へ答申
11月30日（火）	第三期 戸田市自治基本条例推進委員会 任期満了

2 令和3年度実施事業について（案）

- (1) 第三期自治基本条例推進委員会の開催（4回）
- (2) 市内小学校6年生への自治基本条例啓発マンガパンフレットの配布（7～9月）
- (3) 自治基本条例啓発品の配布
- (4) その他

3 市民意識アンケート結果について

(1) 時 期

市民向け：令和3年2月5日から3月5日まで

市民活動団体向け：令和3年4月1日から4月9日まで

※緊急事態宣言発出に伴いボランティア・市民活動支援センターが休館となったことから、市民活動団体向けの実施時期が異なっております。

(2) 手 法

無作為抽出による市民アンケート

※市民活動団体には、ボランティア・市民活動支援センターを通して登録団体へ配布。

(3) 回答件数

市民向け：744件（発送件数：3,000件）

市民活動団体向け：6件（発送件数：168件）

(4) 回答結果

市民向け：別紙1「市民意識アンケート結果」のとおり

市民活動団体向け：別添「アンケートの写し」のとおり

4 市長諮問内容について

(1) 市長への中間答申に関する報告について

《中間答申概要》

日時：令和2年11月18日（水）13時30分から14時15分

出席者：横山委員長・雨木副委員長

◎意見交換内容

- 附属機関等における人材の固定化の是正、新しい人材の発掘、機会の創出、やる気のある人などをいかに取り込むかといった課題について研究が必要
- 推進委員会の立ち位置の明確化による、諮問機関としての役割の確立や実施機関との分離について検討が必要
- 市長・副市長との意見交換の場を設けるよう要望した。（新型コロナウイルスの状況に応じて）

(2) 答申スケジュールについて

日程（予定）	委員会・実施事項等
令和3年4月27日（火）	第7回 戸田市自治基本条例推進委員会 ・スケジュールについて ・答申の方向性について
6月	第8回 戸田市自治基本条例推進委員会 ・答申（案）について
8月	第9回 戸田市自治基本条例推進委員会 ・答申（案）について
10月	第10回 戸田市自治基本条例推進委員会 ・答申の確定
令和3年11月16日（火）	市長へ答申

(3) 答申の方向性について

※別紙2「戸田市自治基本条例について（諮問）」参照

1. より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりをすすめていくための手法について意見を伺います。

(ア) まちの特性を生かしたアプローチ手法（ターゲットを定めた普及・啓発）

例：新住民、若者世代、こども、活動団体等

(イ) 新たな担い手の発掘手法（人材の固定化の是正、機会の創出）

例：無作為抽出による市民意識アンケート等

(ウ) 活動の見える化

例：市の計画や事業における協働の位置づけ、協働のまちづくりや協働による課題解決事例等の把握等

2. これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何をおこなっていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

(ア) 推進委員会の在り方や立ち位置の明確化

例：諮問機関としての役割の確立

※別紙3「戸田市自治基本条例について（中間答申）」参照

5 その他

事務連絡 次回 第8回推進委員会 開催予定日時
令和3年6月 午後7時～

メ 七



メ 七



【別添資料】 人事異動に伴う事務局担当職員の変更について

◆戸田市自治基本条例推進委員会事務局
 (市民生活部 協働推進課 協働推進担当)

発 令 後					発 令 前				
市民生活部長					さくらい	さとし			
					櫻井	聡			
次 長	さ	さ	き	とし のり	次 長	ご	とう	ひで	あき
	佐	々	木	敏 典		後	藤	英	明
課 長					えん	どう	やす	お	
					遠	藤	康	雄	
主 幹					まち	だ	しゅう	いち	
					町	田	修	一	
副 主 幹	かわ	はら	あや	の	副 主 幹	あき	もと	り	え
	川	原	綾	乃		秋	元	理	恵
主 任					みず	まき	けん	いち	ろう
					水	巻	謙	一	朗
主 事					お	の	たか	し	
					小	野	貴	士	
主 事					おぎ	わら	こ	もも	
					荻	原	小	桃	

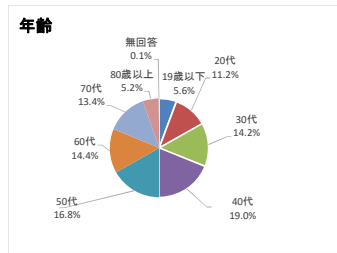
別紙 1

「戸田市自治基本条例」に関するアンケート集計結果

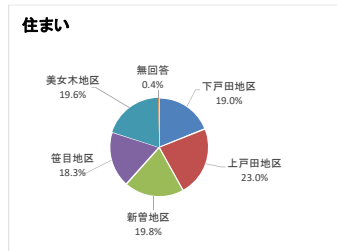
令和3年2月5日から令和3年3月5日まで

回答数 **744**

問1. 年齢		件数	割合
1	19歳以下	42	5.6%
2	20代	83	11.2%
3	30代	106	14.2%
4	40代	141	19.0%
5	50代	125	16.8%
6	60代	107	14.4%
7	70代	100	13.4%
8	80歳以上	39	5.2%
0	無回答	1	0.1%
計		744	

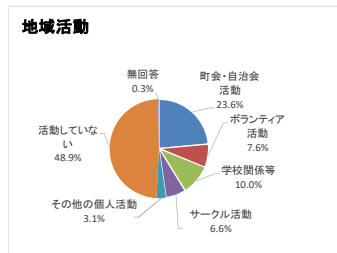


問2. 住まい		件数	割合
1	下戸田地区	141	19.0%
2	上戸田地区	171	23.0%
3	新曽地区	147	19.8%
4	笹目地区	136	18.3%
5	美女木地区	146	19.6%
0	無回答	3	0.4%
計		744	

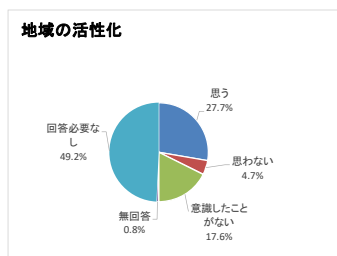


問3. 地域活動		件数	割合
1	町会・自治会活動	205	23.6%
2	ボランティア活動	66	7.6%
3	学校関係等	87	10.0%
4	サークル活動	57	6.6%
5	その他の個人活動	27	3.1%
6	活動していない	425	48.9%
0	無回答	3	0.3%
計		870	

※複数回答可



問4. 地域の活性化		件数	割合
1	思う	206	27.7%
2	思わない	35	4.7%
3	意識したことがない	131	17.6%
4	無回答	6	0.8%
0	回答必要なし	366	49.2%
計		744	



別紙 1

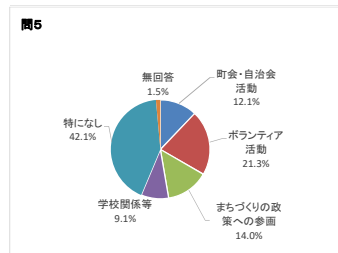
「戸田市自治基本条例」に関するアンケート集計結果

令和3年2月5日から令和3年3月5日まで

回答数 **744**

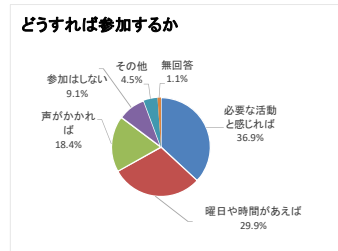
問5. 取り組んでみたいこと	件数	割合
1 町会・自治会活動	104	12.1%
2 ボランティア活動	183	21.3%
3 まちづくりの政策への参画	120	14.0%
4 学校関係等	78	9.1%
5 特になし	362	42.1%
0 無回答	13	1.5%
計	860	

※複数回答可



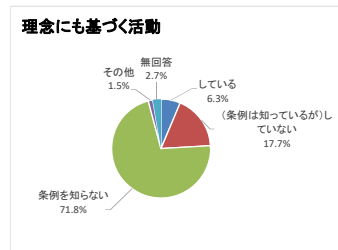
問6. どうすれば参加するか	件数	割合
1 必要な活動と感じれば	388	36.9%
2 曜日や時間があえば	315	29.9%
3 声がかかれれば	194	18.4%
4 参加はしない	96	9.1%
5 その他	47	4.5%
0 無回答	12	1.1%
計	1052	

※複数回答可



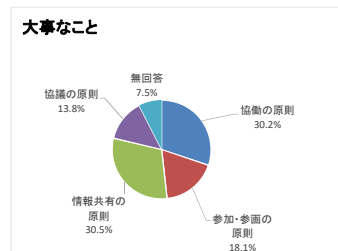
問7. 理念に基づく活動	件数	割合
1 している	47	6.3%
2 (条例は知っているが)していない	132	17.7%
3 条例を知らない	534	71.8%
4 その他	11	1.5%
0 無回答	20	2.7%
計	744	

※複数回答可



問8. 大事なこと	件数	割合
1 協働の原則	368	30.2%
2 参加・参画の原則	220	18.1%
3 情報共有の原則	371	30.5%
4 協議の原則	168	13.8%
0 無回答	91	7.5%
計	1218	

※複数回答可



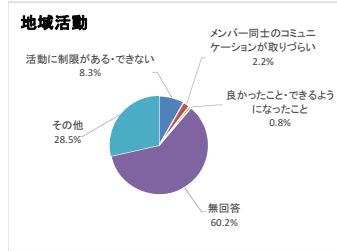
別紙 1

「戸田市自治基本条例」に関するアンケート集計結果

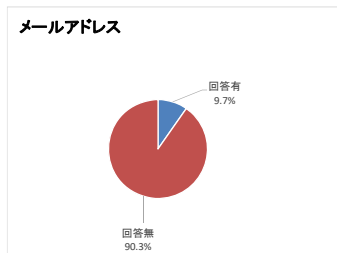
令和3年2月5日から令和3年3月5日まで

回答数 744

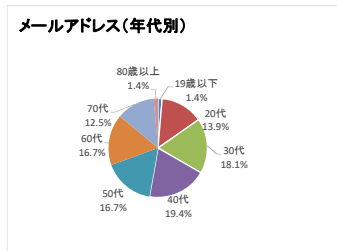
問9. 地域活動		件数	割合
1	活動に制限がある・できない	62	8.3%
2	メンバー同士のコミュニケーションが取りづらい	16	2.2%
3	良かったこと・できるようになったこと	6	0.8%
4	無回答	448	60.2%
5	その他	212	28.5%
その他内訳	①コロナ対策へのご意見・困っていることなど	76	35.8%
	②地域活動やまちづくりについて	59	27.8%
	③友人などとのコミュニケーションが取りづらい	15	7.1%
	④特に困っていない	13	6.1%
	⑤防災行政無線について	7	3.3%
	⑥喫煙について	4	1.9%
	⑦防災について	2	0.9%
	⑧その他分類分けができないご意見	36	17.0%
計(1~5)		744	



メールアドレス		件数	割合
1	回答有	72	9.7%
2	回答無	672	90.3%
計		744	



メールアドレス(年代別)		件数	割合
1	19歳以下	1	1.4%
2	20代	10	13.9%
3	30代	13	18.1%
4	40代	14	19.4%
5	50代	12	16.7%
6	60代	12	16.7%
7	70代	9	12.5%
8	80歳以上	1	1.4%
計		72	



【別紙2】

戸協第1016号
令和元年12月19日

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 様

戸田市長 菅原 文仁



戸田市自治基本条例について（諮問）

本市では、平成26年7月にまちづくりを行うための基本的な考え方やルールとして戸田市自治基本条例（以下「条例」という。）を定め、その基本理念をより多くの市民に根付かせるために様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、条例制定から5年経過した現在も条例の認知度は低く、まちづくりに関わる市民の固定化や新たな担い手不足が課題となっており、多角的な視点をもとにした手法の検討が求められております。

また、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）においては、条例の見直しに関連して、推進委員会の在り方についても検討が必要である、という内容の答申をいただいております。

そこで、条例（平成26年条例第13号）第20条第1項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりを進めていくための手法について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

- 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何を行っていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

※令和2年11月に中間答申願います。

【別紙3】

令和2年11月18日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 横山 誠



戸田市自治基本条例について（中間答申）

令和元年12月19日付、戸協第1016号において、当委員会に自治基本条例について諮問があったため、令和2年11月に中間答申を求められている事項に関して当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり中間答申します。

記

推進委員会（以下「委員会」という。）は、戸田市自治基本条例推進委員会条例第2条の所掌事務に基づき自治基本条例の運用や啓発等の審議を行ってきた。

定期的に委員会を開催するとともに、「自治基本条例フォーラム」や「先進自治体視察」、「市民意識調査」など様々な活動を実施し、特に無作為抽出による市民への自治基本条例フォーラム案内状の送付という手法は、その有効性が証明されるなど成果を得た。

これらの活動を行い検討した結果、戸田市では転出入が多いまちであること、すでに条例の目指している協働によるまちづくりが以前から行われているが自身が認識していないことなどの状況を踏まえ、これまで広く実施してきた条例の普及啓発活動に加えて、ターゲットの特定やまちの特徴などに合わせた具体的な対策の実施が必要であるとの委員会としての方向性を出した。

今後はこれら進むべき方向に沿って、どこがどのように現実的に策を講じていくのかという具体的な検討に入っていくところである。

そのなかで当委員会の在り方として、主体となって様々な策を実施していくのか、あくまで諮問機関として存在し、具体的な取り組みは専門部会のような実施機関を必要に応じて組織し、行っていくのかなど効果的な方法について引き続き検討する必要があると考える。

グループ割振り案

諮問内容1			
No	区 分	氏 名	備考
1	第1号(市民)	雨木 恵美	副委員長
2	第1号(市民)	飯田 峻平	
3	第1号(市民)	林 公子	
4	第1号(市民)	播 義也	
5	第1号(市民)	藤原 吉博	
6	第1号(市民)	細井 明美	
7	第1号(市民)	溝上 西二	
8	第2号(議会)	酒井 郁郎	
9	第3号(市職員)	向野 絢子	

諮問内容2			
No	区 分	氏 名	備考
1	第1号(市民)	横山 誠	委員長
2	第1号(市民)	岩本 恭幸	
3	第1号(市民)	小野塚 加代	
4	第1号(市民)	柴田 忠雄	
5	第1号(市民)	山田 博満	
6	第2号(議会)	そごう 拓也	
7	第3号(市職員)	大沢 崇介	
8	第5号(その他)	大山 宣治	

オブザーバー			
No	区 分	氏 名	備考
1	第4号(学識)	松下 啓一	

戸田市自治基本条例市民意識アンケート調査へのご協力をお願い

市民の皆さまにおかれましては、日頃から市政に対するご理解、ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

戸田市では、平成26年に「戸田市自治基本条例」を制定し、市民、議会、行政が互いに力を合わせ、尊重し、協力し合い助け合う、「協働のまちづくり」の仕組み作りを進めており、戸田市自治基本条例推進委員会において条例の運用や普及・啓発、見直し等を検討しています。

この度、自治基本条例におけるまちづくりの考え方や条例の内容の周知・啓発を図るため、市民意識アンケートを実施いたしますので、同封したアンケート調査にご協力いただきますようお願いいたします。アンケート調査につきましては、戸田市のまちづくりに参画することに対する市民の皆さまの考えやご意見をお聞きし、今後の「協働のまちづくり」の方向性や課題を検討するために活用させていただきます。

ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

令和3年2月吉日

戸田市長 菅原 文仁

戸田市自治基本条例推進委員会委員長 横山 誠

「戸田市自治基本条例」について

戸田市自治基本条例とは、市民・議会・行政が協力して、まちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたものです。

より良いまちづくりを進めるためには、市民自らが考え行動するとともに、地域での人と人とのつながりが大事になります。そして、市民と議会と行政が手を携えてそれぞれの力を発揮し、協力し合い、助け合う仕組みを作ることが必要です。

このような考えのもと、みんなで協働のまちづくりを進めることで、自治が確立され、誰もが安心して安全に暮らすことができ、住んでいて幸せを感じるまち、誇りを持てるまちを目指し、戸田市自治基本条例が制定されました。

※詳しくは、下記問合せ先、またはウェブサイトをご覧ください。

⇒戸田市自治基本条例トップ（以下のアドレスまたは右のQRコードからアクセスしてください。）

<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/192/kikaku-jit kihon-top.html>



このたびの市民意識アンケート調査へのご協力のお願いは、満15歳以上の市民3,000人をコンピュータにより無作為に選ばせていただきました。

また、本調査は無記名式で回答はすべて統計的に処理されますので、個人が特定されるようなことはございません。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

問合せ先：戸田市市民生活部協働推進課

住所：〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048-441-1800（内線651）

【参考】

問7. 戸田市自治基本条例の理念を基に活動やまちづくりをしていますか。

- 1 している 2 (条例は知っているが) していない 3 条例を知らない
4 その他 ()

問8. この条例は協働のまちづくりに関する理念を定めたものですが、その中で大事なことは何だと思いますか。(複数回答可)

- 1 協働の原則 (市民・議会・行政のそれぞれが役割を意識し、力を発揮し、お互いを尊重してまちづくりを進める。)
2 参加・参画の原則 (市民は積極的にまちづくり参加し、行政は機会を保障する。)
3 情報共有の原則 (市民は相互の情報共有を図り、行政と議会は積極的な情報発信をする。)
4 協議の原則 (それぞれがお互いに意思疎通を図るため、積極的に協議する)

問9. 地域活動やまちづくりにおいて、コロナ禍で困っていることやできるようになったことなどは何かありますか。

(悪い面、良い面など)

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

**☆協働やまちづくりなどに興味がある方は、イベントなどの情報を配信
しますので、メールアドレス及び氏名をご記入ください。**

メールアドレス: _____ @ _____

氏名: _____

※記載していただいた個人情報は、情報の配信以外には使用

しません。また、公開をすることもございません。

【参考】

○戸田市自治基本条例推進委員会条例

平成27年10月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、戸田市自治基本条例(平成26年条例第13号。以下「自治基本条例」という。)第20条第3項の規定に基づき、戸田市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- (1) 自治基本条例の運用に関すること。
 - (2) 自治基本条例の普及及び啓発に関すること。
 - (3) 自治基本条例の見直しに関すること。
 - (4) その他自治基本条例の推進に関し必要な事項
- 2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に提案することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民(自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。)
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【参考】

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員会の委員の委嘱及び任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【参考】市民活動団体向けアンケートの写し

【市民活動団体用】

「戸田市自治基本条例」とは？

市民・議会・行政の3者が協力してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたものです。

防犯、防災、子育てなどの地域課題を市民、議会、行政が協力して解決を図っていく仕組みで、例えば町会・自治会活動やボランティア活動（こども見守り・掃除等）なども地域の活動として本条例の考えに沿ったものです。

「戸田市自治基本条例」に関するアンケート

該当する数字に○をつけてください。また、問3・4は自由にご記入ください。

問1. 戸田市自治基本条例の理念を基に活動やまちづくりをしていますか。

- ① している 2 (条例は知っているが) していない 3 条例を知らない
4 その他 ()

問2. この条例は協働のまちづくりに関する理念を定めたものですが、その中で大事なことは何だと思えますか。(複数回答可)

- ① 協働の原則 (市民・議会・行政のそれぞれが役割を認識し、力を発揮し、お互いを尊重してまちづくりを進める。)
② 参加・参画の原則 (市民は積極的にまちづくり参加し、行政は機会を保障する。)
3 情報共有の原則 (市民は相互の情報共有を図り、行政と議会は積極的な情報発信をする。)
4 協議の原則 (それぞれがお互いに意思疎通を図るため、積極的に協議する)

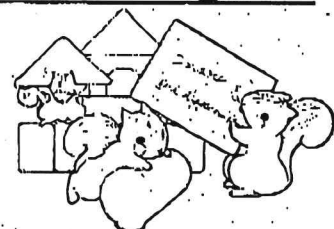
問3. 団体における地域活動やまちづくりにおいて、コロナ禍で困っていることや苦労したことなど何かありますか。(悪い面、良い面など) また、活発な活動をするためには、こういった状況や課題を乗り越える方法として、どのようなことが考えられますか。

ボランティア活動がコロナ禍で中止(施設入所禁止)になって一年二月、ワクチン注射が開始されることあり、高齢者施設・障害者施設へのボランティア入り再開条件(ワクチン接種有無、及びマスク手洗等入所措置等)を市社協として示した方がよい。このままでは老人・障害者へのボランティア気運は著しく減退するだろう。ボランティアグループの解散や、パートへの衣替えが散見される。

問4. 今まで活動されて(コロナ禍以前で)、気付いた点や感想等(良かったこと、楽しかったこと等)はありますか。

七年前からボランティア活動を継続して、だがボランティアに対する「待遇」が年々低下する(年度茶話会や日々活動後のお茶の提供等の中止)。金や時間のかかることはなるべくしなくてよいから、ボランティアを愛入れれば最低限の経費が掛ることを受入側は自覚してほしい。ボランティアの語源は「義勇兵」であり、奉仕活動に対する感謝は物心にとり不致である。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。



回答期限: 令和3年4月9日(金)

戸田市自治基本条例についてのアンケート

戸田市自治基本条例の理念を基に活動やまちづくりをしていますか。

している

大事なことは何だと思いますか。

1. 協働の原則(市民・議会・行政の役割を意識し、力を発揮し、お互いを尊重してまちづくりを進める)

問3 団体における地域活動やまちづくりにおいて、コロナ禍で困っていることや苦労したことなどなにかありますか。(悪い面、良い面など)、また活発な活動をするためには、こういった状況や課題を乗り越える方法として、どのようなことが考えられますか。

活動をすることで自分達が支援者側になるため、活動を始める前の段階として、コロナに対する不安感、抱えている心配なことなどを最初に話し合う機会をつくりました。コロナに対する不安は人それぞれであり、活動に無理に参加することのないよう配慮しました。

集まって顔を見て話すことが厳しいため、zoomを利用したミーティングを開きました。会の中でコミュニケーションを図ることができました。

プレーパークを開催するにあたって、埼玉県内の他市や都内でも勤務しているプレーリーダーと相談することで、会のガイドラインをつくり、密にならないように、物の配置を工夫し、遊びの展開を広げていくことができました。安心して場を開くことができるのはプレーリーダーがいてくれる要素が大きく感じました。しっかりと対策をすることができました。

この状況を乗り越えるためには、話し合いが必要なこと、なぜ活動していきたいか、コロナ禍以降のしていきたいことを出し合い、前を見ていくことが大切だと思います。

問4 今まで活動されて(コロナ禍以前で)、気付いた点や感想等(よかったこと、楽しかったこと等)は、ありますか。

子ども達がのびのびと遊べる環境づくりをしていきたい、と活動していく姿を自分の子どもが見ており、市政に興味を持ち意見を伝えてくれました。活動していなかったら、このような親子での体験もなかったのではないかと思います。活動していてよかったなと感じます。

また、活動を地域の出会った方へと伝え続けることにより、子どもの遊びを見守る眼差しが以前に比べて和らいだように感じます。

自分の子どもを色々な大人が知っていてくれることが子どもを育てていく上で手助けになっています。ひとりで子育てをする辛さから逃れるには、地域の大人がゆるやかに繋がっていくことが大切だと実感しているため、活動を通じてそのことを伝え続けていきたいです。

- > 問1、4その他(条例は知っているが、それを意識しての市民活動ではなかった)
- > 問2、2参加・参画の原則
- > 3情報共有の原則
- >
- > 問3、病気で自宅療養をしている当事者とその家族にとって、
- > 今までも外出がなかなか出来なかったり、感染の時期でなくても
- > マスクは着用していたりと、コロナだからと「日々の生活」においては
- > あまり変わった所はありません。
- > ただやはりたまにピア同士、対面で会えなくなったのは残念である。
- > しかしながら、普段体調や感染などの理由から会合に参加できないメンバーと
- > オンラインで繋がれたことは、コロナ禍の中でのメリットであった。
- > コロナが終息しても、このオンラインで繋がる方法は終了することなく、
- > 続けたい所である。
- >
- > 問4、入院治療が終わり、地域に帰ってきてからの生活は孤立しやすい為、
- > 家族を亡くされた方のグリーフケアも含め、院内患者会、疾患別患者会とは別に
- > 地域で支える患者会も必要である。
- > その他、様々な制度の狭間にいる人達へ情報が届く仕組みや
- > 手を差し伸べられる環境があると良いと思います。
- >
- > その他、市民から発生した活動は、どちらかと言えば「条例に沿った」という点において、
- > 後付けになるような気がします。
- > また、自治基本条例の委員会から発生した活動も含め、SDGsのようなロゴを作り、
- > 団体ホームページやパンフレット、案内チラシといった所にロゴを入れることで、
- > まちづくりの意識に繋がったり、啓発になるのではと思います。
- >
- > 以上です。

「戸田市自治基本条例」とは？

市民・議会・行政の3者が協力してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたものです。

防犯、防災、子育てなどの地域課題を市民、議会、行政が協力して解決を図っていく仕組みで、例えば町会・自治会活動やボランティア活動（こども見守り・掃除等）なども地域の活動として本条例の考えに沿ったものです。

「戸田市自治基本条例」に関するアンケート

該当する数字に○をつけてください。また、問3・4は自由にご記入ください。

問1. 戸田市自治基本条例の理念を基に活動やまちづくりをしていますか。

- 1 している
- 2 (条例は知っているが) していない
- 3 条例を知らない
- 4 その他 ()

問2. この条例は協働のまちづくりに関する理念を定めたものですが、その中で大事なことは何だと思えますか。(複数回答可)

- 1 協働の原則 (市民・議会・行政のそれぞれが役割を意識し、力を発揮し、お互いを尊重してまちづくりを進める。)
- 2 参加・参画の原則 (市民は積極的にまちづくり参加し、行政は機会を保障する。)
- 3 情報共有の原則 (市民は相互の情報共有を図り、行政と議会は積極的な情報発信をする。)
- 4 協議の原則 (それぞれがお互いに意思疎通を図るため、積極的に協議する)

問3. 団体における地域活動やまちづくりにおいて、コロナ禍で困っていることや苦勞したことなど何かありますか。(悪い面、良い面など) また、活発な活動をするためには、こういった状況や課題を乗り越える方法として、どのようなことが考えられますか。

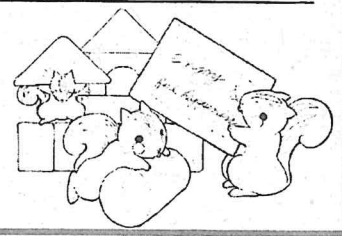
合唱なので、コロナ禍では、厳しい感じを受けました。
イベントなどがなくなって、さびしいです。

問4. 今まで活動されて(コロナ禍以前で)、気付いた点や感想等(良かったこと、楽しかったこと等)はありますか。

毎月の様に色々なイベントに参加できていたので、楽しかったです。
秋に行われる日を望みおこなっています。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

回答期限:令和3年4月9日(金)



「戸田市自治基本条例」とは？

市民・議会・行政の3者が協力してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたものです。

防犯、防災、子育てなどの地域課題を市民、議会、行政が協力して解決を図っていく仕組みで、例えば町会・自治会活動やボランティア活動（こども見守り・掃除等）なども地域の活動として本条例の考えに沿ったものです。

「戸田市自治基本条例」に関するアンケート

該当する数字に○をつけてください。また、問3・4は自由にご記入ください。

問1. 戸田市自治基本条例の理念を基に活動やまちづくりをしていますか。

- ① している 2 (条例は知っているが) していない 3 条例を知らない
- 4 その他 ()

問2. この条例は協働のまちづくりに関する理念を定めたものですが、その中で大事なことは何だと思えますか。(複数回答可)

- 1 協働の原則 (市民・議会・行政のそれぞれが役割を意識し、力を発揮し、お互いを尊重してまちづくりを進める。)
- ② 参加・参画の原則 (市民は積極的にまちづくり参加し、行政は機会を保障する。)
- ③ 情報共有の原則 (市民は相互の情報共有を図り、行政と議会は積極的な情報発信をする。)
- 4 協議の原則 (それぞれがお互いに意思疎通を図るため、積極的に協議する)

問3. 団体における地域活動やまちづくりにおいて、コロナ禍で困っていることや苦勞したことなど何かありますか。(悪い面、良い面など) また、活発な活動をするためには、こういった状況や課題を乗り越える方法として、どのようなことが考えられますか。

・地域活動で対面せず活動することは、市民にとって初めての体験であり、特にボランティア活動の妨げになってくる

・活動計画が中止になり、活動自体の縮小・中止・解散へとなっている。

・コロナ禍でむしろ市民活動が思い出せている。

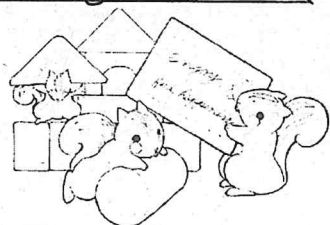
問4. 今まで活動されて(コロナ禍以前で)、気付いた点や感想等(良かったこと、楽しかったこと等)はありますか。

・オンラインミーティングが普及したとはいえ、活用方法や利用者には限界があり、市民活動と直接繋がるわけではない。

・行政も中止・延期と安全を優先して、「こうすればいい」といふ提案が重要。

・コロナ禍で戸田市の市民活動やボランティアの復活が望めればいい。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。



回答期限: 令和3年4月9日(金)

【市民活動団体用】

「戸田市自治基本条例」とは？

市民・議会・行政の3者が協力してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたものです。

防犯、防災、子育てなどの地域課題を市民、議会、行政が協力して解決を図っていく仕組みで、例えば町会・自治会活動やボランティア活動（こども見守り・掃除等）なども地域の活動として本条例の考えに沿ったものです。

「戸田市自治基本条例」に関するアンケート

該当する数字に○をつけてください。また、問3・4は自由にご記入ください。

問1. 戸田市自治基本条例の理念を基に活動やまちづくりをしていますか。

- 1 している 2 (条例は知っているが) していない 3 条例を知らない
④ その他 (町会、ボランティアなど行なっているが、条例の理念の基には思っていない)

問2. この条例は協働のまちづくりに関する理念を定めたものですが、その中で大事なことは何だと思えますか。(複数回答可)

- ① 協働の原則 (市民・議会・行政のそれぞれが役割を意識し、力を発揮し、お互いを尊重してまちづくりを進める。)
- 2 参加・参画の原則 (市民は積極的にまちづくり参加し、行政は機会を保障する。)
- 3 情報共有の原則 (市民は相互の情報共有を図り、行政と議会は積極的な情報発信をする。)
- 4 協議の原則 (それぞれがお互いに意思疎通を図るため、積極的に協議する)

問3. 団体における地域活動やまちづくりにおいて、コロナ禍で困っていることや苦労したことなど何かありますか。(悪い面、良い面など) また、活発な活動をするためには、こういった状況や課題を乗り越える方法として、どのようなことが考えられますか。

コロナの影響で、市内のイベントの中止が続き、活動の場がなくなっている。今は状況が良くなるのを待つしかないと思う。活動できない中で無理に何か…ということはない。

問4. 今まで活動されて(コロナ禍以前で)、気付いた点や感想等(良かったこと、楽しかったこと等)はありますか。

活動を通して地域の人たちと一緒に楽しんだり、喜んだりする事は大切であると感じた。しかし、自分の日々の生活に負担になるほど積極的にはなれないと思う。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

回答期限:令和3年4月9日(金)

